

八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び
八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案																
<p>第1条～第7条 略 (学級の編制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については<u>35人</u>以下とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合は、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児数を<u>35人</u>以下とすることができる。</p> <p>4 略 (職員)</p> <p>第9条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、<u>指導保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下備考1において</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	略	略	備考		1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下備考1において		<p>第1条～第7条 略 (学級の編制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 1学級の園児数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については<u>30人</u>以下とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合は、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児数を<u>30人</u>以下とすることができる。</p> <p>4 略 (職員)</p> <p>第9条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、<u>指導保育教諭、主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下備考1において</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	略	略	備考		1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下備考1において	
園児の区分	員数																
略	略																
備考																	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下備考1において																	
園児の区分	員数																
略	略																
備考																	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下備考1において																	

「登録」という。)を受けたものに限る。) 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。) 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2～4 略

4・5 略

6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 略

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 略

第10条～第32条 略

「登録」という。)を受けたものに限る。) 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。) 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2～4 略

4・5 略

6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 略

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 略

第10条～第32条 略

(2) 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 略 (学級の編制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては<u>35人</u>以下とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する1学級の子どもの数は、<u>35人</u>以下とすることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第6条～第26条 略 附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 当分の間、第6条第1項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において<u>主幹養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4～7 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (学級の編制)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては<u>30人</u>以下とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する1学級の子どもの数は、<u>30人</u>以下とすることができる。</p> <p>4 略</p> <p>第6条～第26条 略 附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 当分の間、第6条第1項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において<u>主幹養護教諭</u>、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4～7 略</p>